

令和3年(2021年)9月10日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 泉 野 将 司

緊急事態宣言期間の延長について(通知)

このことについて、この度、国は緊急事態宣言の期間を9月30日まで延長することを決定しました。このことに伴い、令和3年(2021年)8月26日付け教健体第535号の別紙について、次のとおり読み替え、本通知に基づいて感染症対策を徹底するようお願いします。

記

1 期間

【変更後】

8月27日(金)～9月30日(木)

【変更前】

8月27日(金)～9月12日(日)

2 特定措置区域(石狩管内、小樽市及び旭川市)の公立学校(札幌市立学校を除く。)における留意事項の(1)登下校・日課・授業のイ

【変更後】

(前文省略)なお、全ての生徒が全日制課程においては16時までに、定時制課程においては20時までに完全下校できるようにすること。

【変更前】

(前文省略)なお、全日制課程においては、全ての生徒が16時までに完全下校できるようにすること。

3 大会等への参加について

別添の「高校生のスポーツ大会における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生防止に関する提案(2021年8月31日時点)」(国立感染症研究所実地疫学研究センター)を参考に、大会等への参加における感染症対策の徹底を図ること。

(新型コロナウイルス感染症対策チーム)